

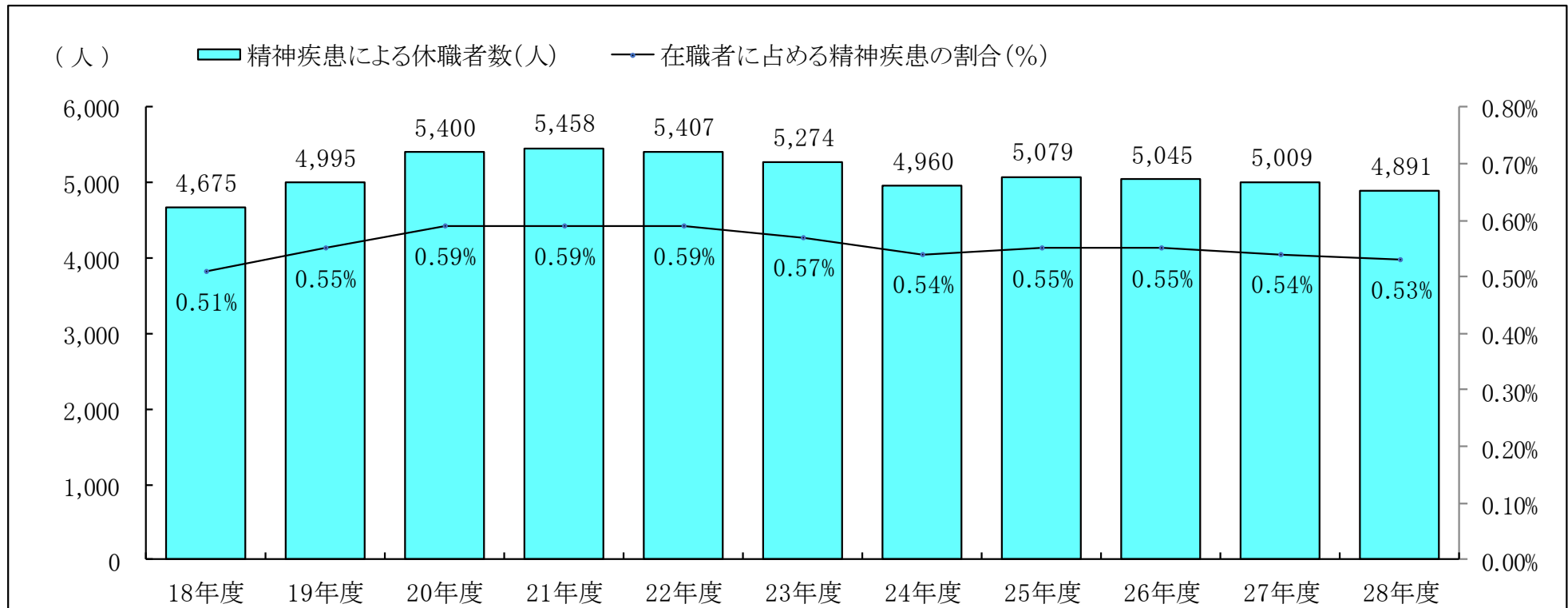
# 教員のメンタルヘルス対策に関するこれまでの取組等

# 教育職員の精神疾患による病気休職者数(平成28年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、4,891人(全教育職員数の0.53%)であり、平成19年度以降、5,000人前後で推移しているが、ここ3年は連続して減少。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員(総計920,058人(平成28年5月1日現在))

※教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成18年度～平成28年度)



(平成28年度公立学校教職員人事行政状況調査)

# 病気休職者の学校種別・性別・職種別・年代別状況(教育職員)(平成28年度)①

## (1) 学校種別

### ア 病気休職者全体

	病気休職者 A	在職者数B	A/B
小学校	3,518人	410,116人	0.86%
中学校	2,102人	235,223人	0.89%
義務教育学校	4人	934人	0.43%
高等学校	1,193人	185,288人	0.64%
中等教育学校	4人	1,687人	0.24%
特別支援学校	937人	86,810人	1.08%
計	7,758人	920,058人	0.84%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

### イ うち精神疾患患者

	精神疾患患者 A	在職者数B	A/B
小学校	2,205人	410,116人	0.54%
中学校	1,366人	235,223人	0.58%
義務教育学校	2人	934人	0.21%
高等学校	695人	185,288人	0.38%
中等教育学校	1人	1,687人	0.06%
特別支援学校	622人	86,810人	0.72%
計	4,891人	920,058人	0.53%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

## (2) 性別

### ア 病気休職者全体

	病気休職者 A	在職者数B	A/B
男性	3,219人	446,028人	0.72%
女性	4,539人	474,030人	0.96%
計	7,758人	920,058人	0.84%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

### イ うち精神疾患患者

	精神疾患患者 A	在職者数B	A/B
男性	2,291人	446,028人	0.51%
女性	2,600人	474,030人	0.55%
計	4,891人	920,058人	0.53%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

# 病気休職者の学校種別・性別・職種別・年代別状況(教育職員)(平成28年度)②

## (3) 職種別

### ア 病気休職者全体

	病気疾患者 A	在職者数B	A/B
校長	63人	33,185人	0.19%
副校長等	158人	37,418人	0.42%
主幹教諭等	134人	23,278人	0.58%
教諭等	6,972人	764,785人	0.91%
養護教諭等	290人	38,383人	0.76%
その他	141人	23,009人	0.61%
計	7,758人	920,058人	0.84%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

### イ うち精神疾患者

	精神疾患者 A	在職者数B	A/B
校長	27人	33,185人	0.08%
副校長等	85人	37,418人	0.23%
主幹教諭等	80人	23,278人	0.34%
教諭等	4,487人	764,785人	0.59%
養護教諭等	137人	38,383人	0.36%
その他	75人	23,009人	0.33%
計	4,891人	920,058人	0.53%

(注) 在職者数:平成28年度学校基本調査より

## (4) 年代別

### ア 病気休職者全体

	病気休職者 A	在職者数B	A/B
20代	779人	141,689人	0.55%
30代	1,633人	193,565人	0.84%
40代	2,007人	206,839人	0.97%
50代以上	3,339人	322,460人	1.04%
計	7,758人	864,553人	0.90%

(注) 在職者数:平成28年度学校教員統計調査より

### イ うち精神疾患者

	精神疾患者 A	在職者数B	A/B
20代	634人	141,689人	0.45%
30代	1,094人	193,565人	0.57%
40代	1,282人	206,839人	0.62%
50代以上	1,881人	322,460人	0.58%
計	4,891人	864,553人	0.57%

(注) 在職者数:平成28年度学校教員統計調査より 3

# 教員のメンタルヘルスに関するこれまでの文部科学省の取組①

## 有識者会議の実施

- 平成24年1月、教職員のメンタルヘルスについて原因と課題を整理した上で、専門的見地から必要な取組を検討する「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を設置。平成25年3月に「最終まとめ」を公表。
- 教職員本人のセルフケア、校長等によるラインによるケア、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるような良好な職場環境・雰囲気醸成等も含めた予防的な取組を推進するとともに、復職支援として、心身の快復状況に加え、業務を滞りなく行えるか等の本人の状況、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえて、教育委員会において慎重に判断することや、復職後の適切な経過観察、日頃からの職場の雰囲気づくり、校務分掌上の配慮、体制整備・充実が必要とした。(P6～P9参照)

## 委託事業の実施

- 平成26・27年度「精神科医を活用した教職員のメンタルヘルス対策調査研究事業」として、都道府県・指定都市教育委員会に精神科医等を配置し、教職員の精神疾患の予防的取組や精神疾患による休職者の復職支援に関する調査を実施。(平成28年度においては、有識者等によるサポートチームを教育委員会に設置する「学校サポートチームの構築推進事業」の一部として実施。)

## 研修の実施

- 独立行政法人教職員支援機構が実施する教職員等中央研修において、校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修のそれぞれにおいて、メンタルヘルスマネジメントについての研修を実施。
- 文部科学省が実施する管理主事等研修において、講演テーマや演習の題材として取り上げ、メンタルヘルス対策についての研修を実施。

# 教員のメンタルヘルスに関するこれまでの文部科学省の取組②

## 平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について(通知)

(平成30年3月5日付け29文科初第1533号初等中等教育局長通知)【抜粋】

### 第1 分限・懲戒等

#### 1 病気休職

##### (1) メンタルヘルス対策の推進

教育職員の精神疾患による病気休職者数は、3年連続で微減しているものの、依然として5,000人前後で推移しており、メンタルヘルス対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、「教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)」(平成25年3月29日)及び以下の事項等に留意の上、メンタルヘルス対策に一層積極的に取り組むこと。

##### ① 予防的な取組の推進

メンタルヘルス対策は、まず第一に、予防的な取組が極めて重要である。本人のセルフケアの促進、校長等のラインによるケアの充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組を推進するとともに、これらを人事管理や学校運営と関連づけて、効果的・効率的にメンタルヘルス対策の推進を図ること。

##### ② ストレスチェック等の取組の推進

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)により創設された、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者<sup>1</sup>に義務づけること等を内容としたストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を強化するものであり、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知してストレスの状況についての気付きを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものである。

こうした趣旨を踏まえ、「労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行について」(平成27年5月25日付け27ス学健第14号初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局高等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)に基づくストレスチェック等の取組を、学校の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組むよう指導されたいこと。なお、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の14の規定に基づく努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて、職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましいこと。

##### ③ 復職支援の取組の推進

精神疾患による病気休職は、回数を重ねるほど再発の可能性が高くなるため、最初の復職支援が極めて重要である。教職員が復職する際には、心身の快復状況に加え、授業を滞りなく行えるかなど復職プログラム実施中の状況を把握しつつ、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえ、教育委員会において慎重に判断すること。

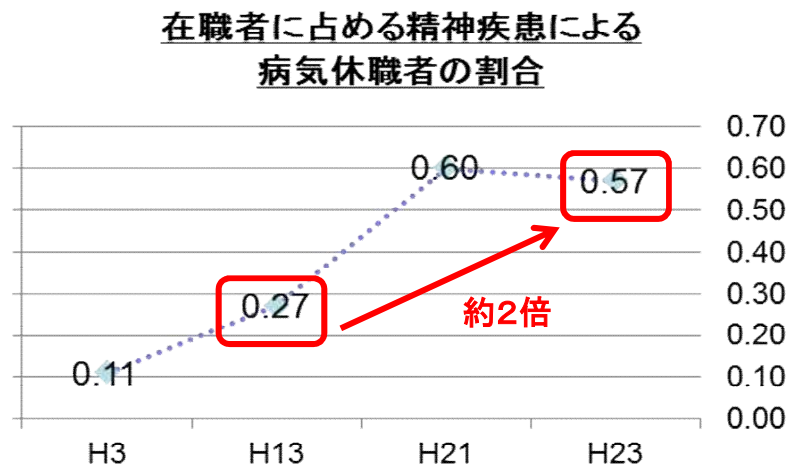
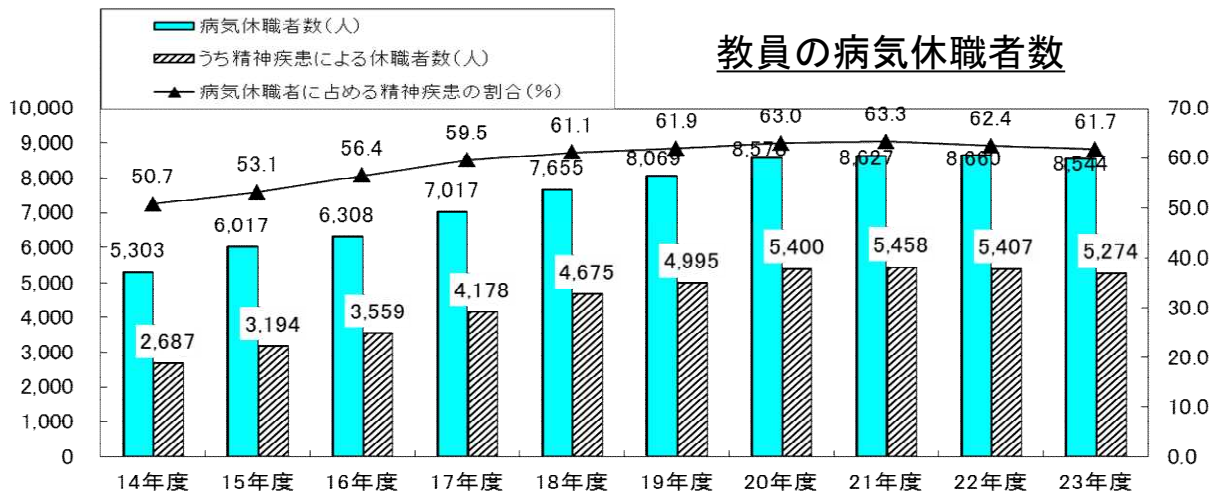
なお、復職プログラムにおいて、復職後の経過観察を実施していない教育委員会においては、速やかにフォローアップの取組を実施すること。



# 1. 教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題

- ◆学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるため、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要。
- ◆精神疾患による教員の病気休職者数はH23年度に約5,300名となり、依然として高水準にあり深刻な状況。  
(在職者に占める割合は約0.6%となり、最近10年間で約2倍に増加)

## 教職員のメンタルヘルスの現状



- ◇年代別の割合  
→ 40歳代、50歳代以上が高い
- ◇学校種別の割合  
→ 中学校、特別支援学校が高い

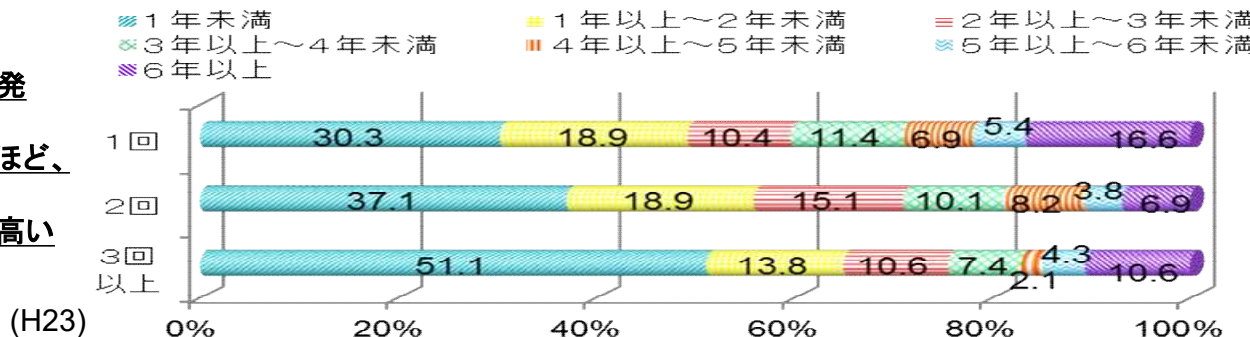
- ◇条件付採用期間における精神疾患を理由とする離職教員数  
→ 病気を理由とした依願退職者の約9割 (H23 公立103人)

- ◇精神疾患による休職教員数と配置期間の関係  
→ 精神疾患による休職教員の約半数は、所属校配置後2年以内に休職 (H23 公立2,384人)

## 復職支援施策の重要性

- ◇1年以内に精神疾患を理由として再度の休職となった者  
→ 精神疾患による休職教員の11.8%を占め、減少傾向にはあるものの、依然として1割強 (H23 公立625人)

精神疾患を再発する者は、回数を重ねるほど、短期間に再発する可能性が高い



## 2. 教職員のメンタルヘルス不調の背景等

- ◆業務量増加や質の困難化、教諭間の残業時間のばらつき、校長等とその他の教職員との間の認識ギャップ等の傾向。
- ◆教職員の組織や業務の特徴として、いわゆる鍋蓋型組織のためメンタルヘルス対策についてラインによるケアが難しい面や、学級担任や事務職員など教職員が一人で対応するケースが多く、組織的な対応が十分ではない状況。

### 業務の量と質の変化、職場環境と人間関係

#### ◇残業時間の増

S41年度調査 約 8時間(平日・休日)  
H18年度調査 約 34時間(平日)、約 8時間(休日)



#### ◇教諭間の残業時間のばらつき(H24調査)

教諭においては、平均退校時間が18時以前の者が18.7%に対し、20時以降の者が15.8%であり、ばらつきが大きい

#### ◇業務改善に関する認識のギャップ

「業務の縮減・効率化等の改善を図る動き」の肯定的回答：  
校長等は約78% ↔ 教諭等約55%、事務職員約67%

#### ◇職場の雰囲気醸成への認識のギャップ

「教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気」の肯定的回答：  
校長等は約96% ↔ 教諭等約87%、事務職員約84%

### 教職員の健康管理の現状

#### ◇教職員の健康状態の把握状況に関する認識のギャップ

「上司→部下の健康状態の把握」の肯定的回答：  
校長等約98% ↔ 教諭等約77%、事務職員約82%

#### ◇校長等による教職員のストレス状況の把握

校長の24%、副校長・教頭の約20%は、部下のストレス状況の把握が十分ではないと回答

#### ◇コミュニケーションの状況への認識のギャップ

「職場におけるコミュニケーションの状況」の肯定的回答：  
校長等は約95% ↔ 教諭等約86%、事務職員約86%

#### ◇教育委員会による教職員の健康管理の状況

・公立学校における労働安全衛生体制の整備状況(H24)は、特に小中学校において未だ低い水準(衛生管理者の選任率:小86.4%・中88.2%、産業医の選任率:小73.4%・中83.4%、衛生委員会の設置率:小76.3%・中82.6%)

### メンタルヘルス不調の要因

#### ◇学校規模別の特徴

・校長及び副校長・教頭は、保護者対応等に関して、全般的に学校規模が大きいほど、強いストレスが多くなる傾向

#### ◇年代別(20~50歳代の教諭等)の特徴

・全般的に年代が高いほど、強いストレスが多くなる傾向

#### ◇強いストレスを感じる割合が高い事項

・校長:学校経営、保護者対応  
・副校長・教頭:業務量、書類作成、学校経営、保護者対応  
・教諭等:生徒指導、事務的な仕事、学習指導、業務の質  
・事務職員:業務の質、業務の量

### ストレスを軽減する要因

#### ◇ストレス軽減に寄与する事項

・教職員としての理想像を有している  
・教職員間の良好な人間関係(上司と相談しやすい雰囲気、職場を離れた同僚等とのコミュニケーションの確保)

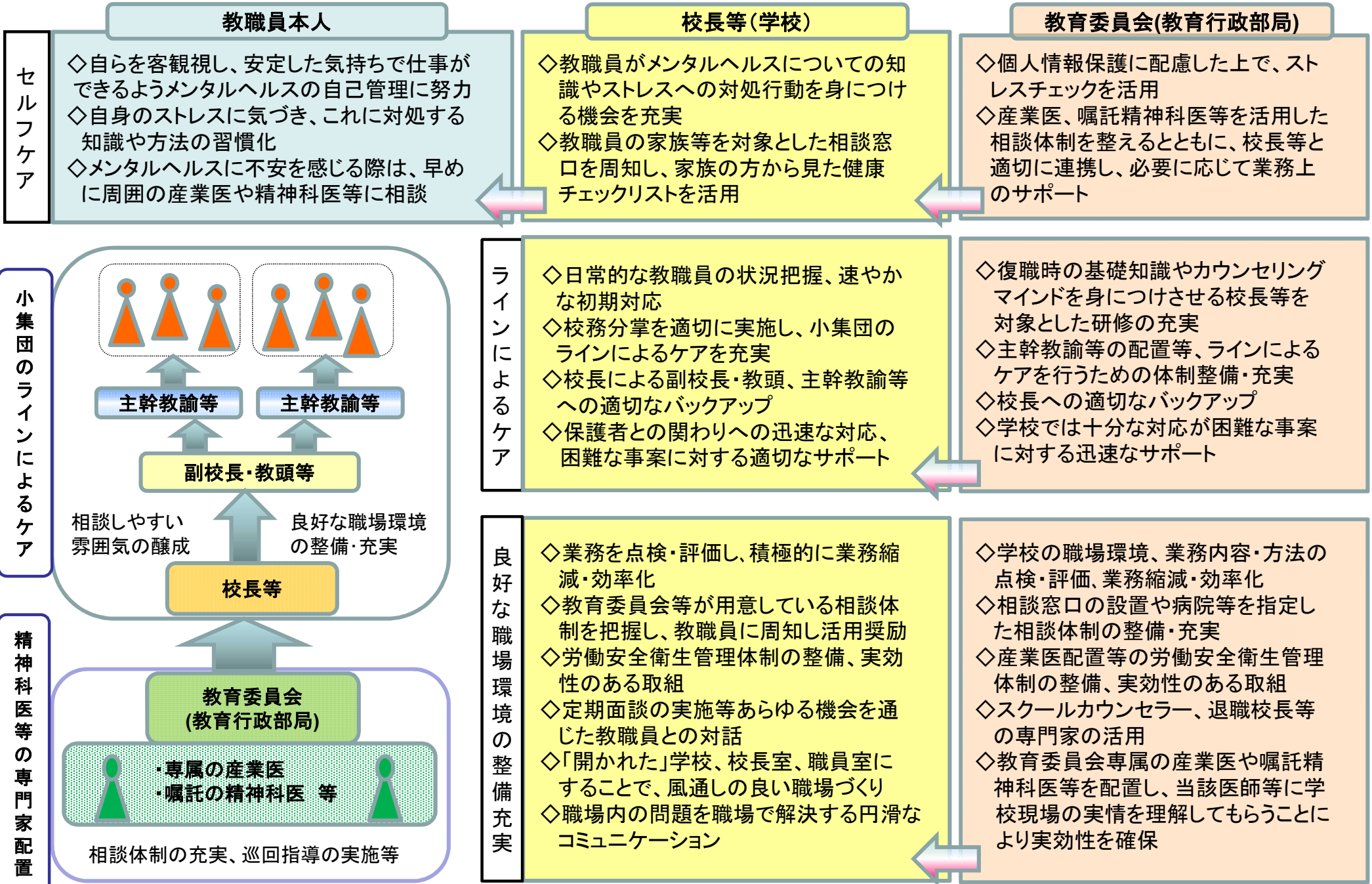
認識の  
ギャップ





### 3. 予防的取組

- ◆教職員本人の「セルフケア」の促進とともに、校長、副校長・教頭、主幹教諭等の「ラインによるケア」の充実が必要。
- ◆役割明確化、業務縮減・効率化、相談体制の整備、良好な職場環境・雰囲気醸成を図ることが重要。



## 4. 復職支援

参考

- ◆精神疾患を再発する者は、回数を重ねるほど短期間に再発する可能性が高くなることから、最初の復職支援が重要。
- ◆復職後の再発を防止するため、適切な経過観察、日頃からの職場の雰囲気づくり、校務分掌上の配慮、体制整備・充実が必要。

### 病気休暇取得から職場復帰までの主な対応

#### 1. 病気休暇取得・休職発令

##### ◇校長等による状況把握等

- ・校長が病気休暇承認を本人に伝える際、定期的に連絡を取る予定であること、主治医や家族とも連携したいこと等について、予め本人の了解を得る
- ・休暇・休職期間中、本人の状況等を定期的に確認
- ・本人が治療に専念できるよう代替措置等の校内体制を整備
- ・予め主治医に職場や職務について理解を得ておくなど連携

#### 2. 本人から復職希望の申出

##### ◇主治医から復職可の診断を受け復職希望の申出

- ・校長が本人に復職プログラムに関する制度等を十分説明
- ・主治医の意見書を踏まえ、産業医や嘱託精神科医等の医師が本人と面談して、教育委員会が校長等の意見も踏まえ、プログラム実施の可否を判断(実施する場合には、具体的に配慮すべき点も判断)

#### 3. 復職プログラムの作成・承認

##### ◇休職期間中の試し出勤等の復職準備の取組

- ・復職プログラムは概ね次のような段階を経ることが望ましい
  - 第1段階: 通勤し職場に慣れる
  - 第2段階: 仕事の内容に慣れる
  - 第3段階: 復職に向けた具体的な準備
- ・段階毎の具体的なプログラム内容、求められる水準を明確化
- ・休職期間中に実施することを踏まえた十分な配慮

#### 4. 復職プログラムの実施

約1ヶ月以上(できれば2~3ヶ月)

##### ◇復職プログラム実施中の経過観察

- ・校長が主治医、産業医、嘱託精神科医等と連携しつつ、本人と段階的な目標を共有し、確認しながらプログラムを実施
- ・校長が他の教職員等の理解を得ながら、全校的なフォローアップ体制を整備
- ・変更や中止が必要な場合は主治医とも連携し判断

#### 5. 復職可否の判断

休職等継続

##### ◇復職の可否について職場として慎重に判断

- ・プログラム作成時に想定した段階毎に求められる水準に照らし、本人の快復状況、プログラムの実施状況、校長やその他の教職員、主治医、産業医、嘱託精神科医等の意見を踏まえ、能力を見極めた上で、教育委員会において慎重に判断
- ・教員の場合、授業を滞りなく行えるか見極めることが重要
- ・復職の時期や勤務場所についても十分考慮

#### 6. 復 職

##### ◇復職後の適切なフォローアップ

- ・日頃からメンタルヘルスに理解のある職場づくり
- ・主治医、産業医、嘱託精神科医等とも連携しつつ、校長が本人と勤務軽減解除に向けた段階的な目標を共有し、確認しながら必要な支援
- ・校長が復職後の業務を適切に配慮し、経過を観察
- ・周りの教職員が本人に対し普段どおりに接することが大切
- ・復職した教職員を支援するため、代替職員の任期延長も含めた支援策を検討